

埼玉県

精神障害に対応した地域包括 ケアシステム構築に向けて

埼玉県では、精神障害に対応した地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みにあたり、医療機関、障害福祉関係事業所、市町村や保健所、県などの行政機関が、それぞれの強みを生かしながら連携し、入院・在宅を問わず全ての精神障害、精神保健上の課題を抱える人を地域で支えるための仕組みづくりを目指します。

1 自治体の基礎情報



取組内容【精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組】

1 包括的な支援体制の構築

- ・自立支援協議会精神障害者地域支援体制整備部会（ワーキング、関係者連絡会等）
- ・障害保健福祉圏域（保健所圏域ごと）の協議の場

2 人材育成

- ・保健所における地域人材育成研修等事

3 広域支援

- ・地域移行・地域定着ピアサポート委託事業 ※委託事業
- ・精神障害に対応したアウトリーチ事業委託（アウトリーチ）
※モデル圏域における委託事業
- ・早期退院支援推進事業 ※補助事業
- ・精神障害者ピアカウンセリング事業 ※委託事業

基本情報（自治体情報）

		埼玉県			
障害保健福祉圏域数 (R4年4月時点)		10	か所		
市町村数 (R4年4月時点)		63	市町村		
人口 (R4年4月時点)		7,331,256	人		
精神科病院の数 (R4年4月時点)		65	病院		
精神科病床数 (R4年4月時点)		13,472	床		
入院精神障害者数 (R3年6月時点) ※630調査	合計	10,901	人		
	3か月未満 (% : 構成割合)		2,240	人	
			20.5	%	
	3か月以上1年未満 (% : 構成割合)		1,971	人	
			18.1	%	
1年以上 (% : 構成割合)		6,690	人		
		61.4	%		
	うち65歳未満	2,285	人		
	うち65歳以上	4,405	人		
退院率 (H29年時点) ※NDB	入院後3か月時点	62.0	%		
	入院後6か月時点	81.0	%		
	入院後1年時点	88.0	%		
相談支援事業所数 (R4年4月時点)	基幹相談支援センター数	43	か所		
	一般相談支援事業所数	113	か所		
	特定相談支援事業所数	488	か所		
保健所数 (R3年4月時点) ※中核市保健所含む		17	か所		
(自立支援)協議会の開催頻度 (R3年度)	(自立支援)協議会の開催頻度	1	回/年		
	精神領域に関する議論を行う部会の有無	有	無		
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況 (R4年4月時点)	都道府県	有	無	1	か所
	障害保健福祉圏域 ※保健所圏域で設置	有	無	14 / 10	か所
	市町村	有	無	47 / 63	か所/市町村数

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

県では、精神障害者の様々な個別支援ニーズに対し包括的に支援を提供するため、保健、医療、福祉関係者の協議の場を各保健所で設置し、市町村ごとの協議の場、県の協議の場と重層的な連携体制を構築する。また、各保健所において「精神障害に対応した地域包括ケアシステム構築推進研修」を実施し、保健所ごとの協議の場と人材育成研修を連動させるとともに保健、医療、福祉の連携を促進し、包括的な支援体制の構築を目指す。

複雑な事情を抱える事例へのアウトリーチや長期入院者の退院支援等については、ピアサポーターによる意欲喚起や地域の定着のための支援を県が広域で実施する。

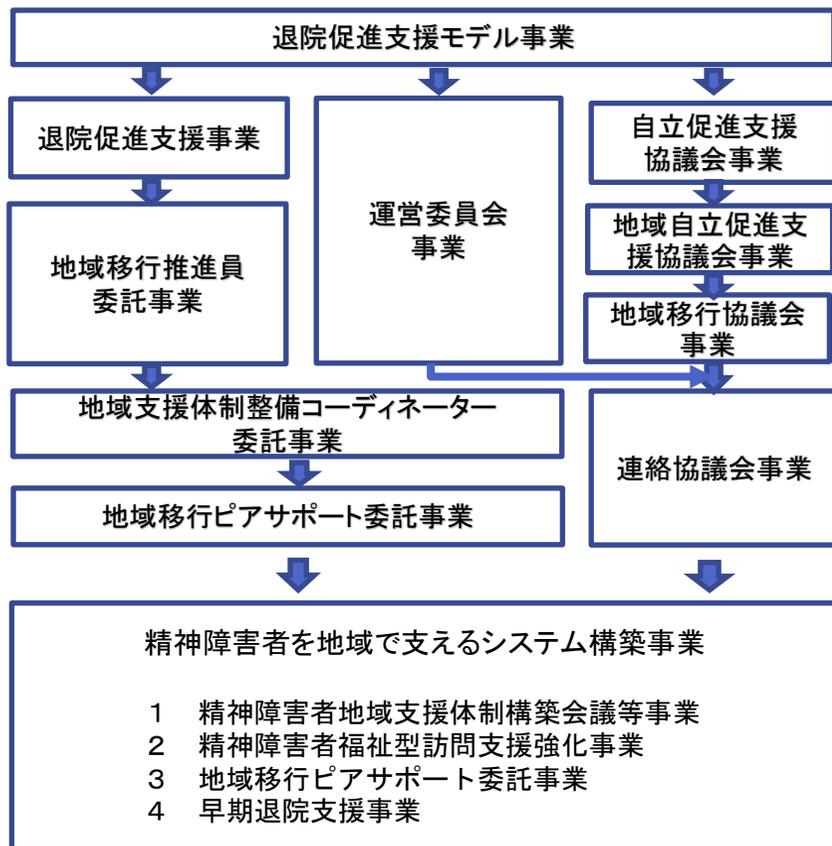
（以下、県事業の一部を掲載）

- 1 自立支援協議会精神障害者支援体制整備部会（県の協議の場）
- 2 精神障害者地域支援体制構築会議等事業
 - (1) 保健所ごとの協議の場の開催
 - (2) 地域の実情に応じた地域人材育成等の事業の実施
- 3 関係者連絡会
- 4 地域移行・地域定着ピアサポート委託事業 ※委託事業
- 5 精神障害に対応したアウトリーチ事業（モデル地域における委託事業を実施）
- 6 早期退院支援推進事業 ※補助事業
- 7 精神障害者ピアカウンセリング事業 ※委託事業

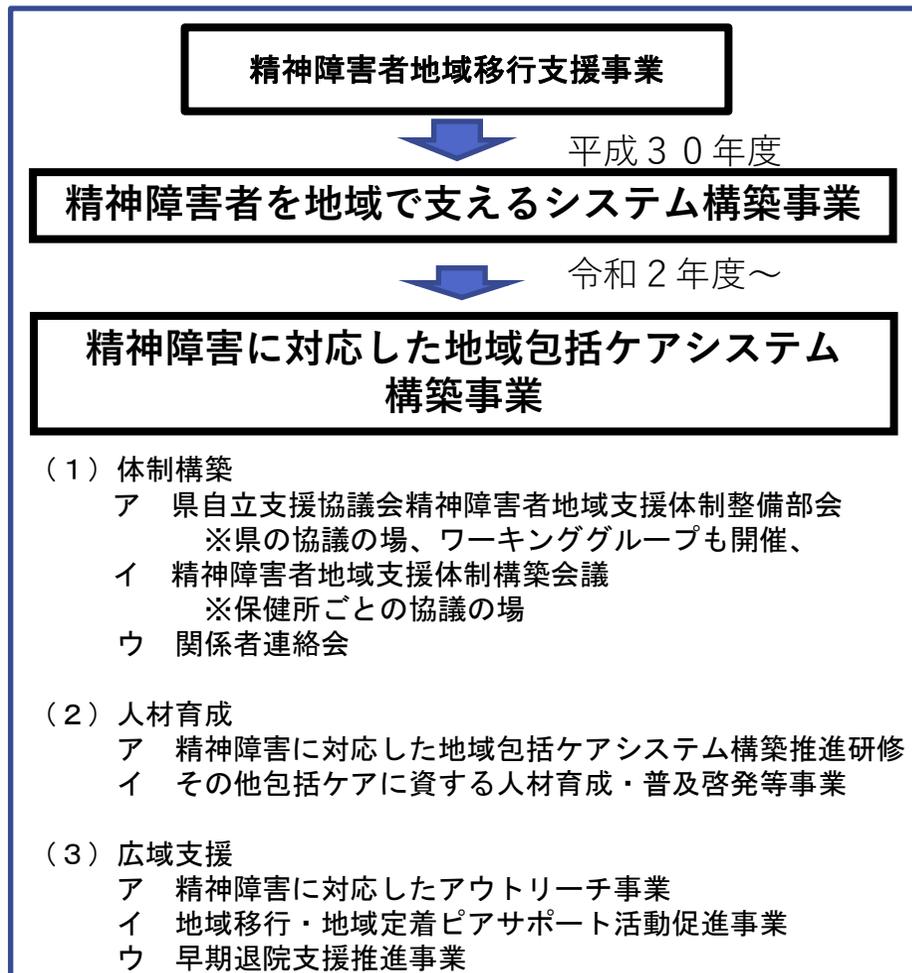
3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて

精神障害者地域移行支援事業・関係者連絡会の変遷



令和4年度実施事業



4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に資する取組の成果・効果

＜令和3年度までの成果・効果＞

課題解決の達成度を測る指標	目標値 (R3年度当初)	実績値 (R3年度末)	具体的な成果・効果
①保健所圏域における協議の場や人材育成等研修の継続と質の向上	13	協議の場の設置か所数:13圏域 人材育成等研修: (他研修実績複数あり)	圏域単位では、全県域で設置済 (コロナ禍のため、協議や研修の開催が困難であり、書面開催や中止等があったが、体制としては整備されている。)
②			
③			

5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた現時点における強みと課題

【特徴(強み)】

令和30年度から各保健所ごとに保健、医療、福祉の関係者による協議の場を設置することができ、地域共通課題に取り組むための合意が得やすい土壌がある。保健所で人材育成研修も実施され、切れ目なく提供できる地域の支援体制の構築が行われている。また、埼玉県相談支援専門員協会からアドバイザーを派遣いただき、人材育成の取組等、検討していく仕組みが構築されている。

課題	課題解決に向けた取組方針	課題・方針に対する役割(取組)	
県保健所圏域では、地域の実情に応じ連携体制の構築が図られているが、支援体制の構築に向けた国や県の動向等について県主管課から市町村へ直接的に伝えていない。	精神保健福祉センターと県主管課で市町村と保健所向けに研修を企画立案・実施し、市町村を主体とした福祉と保健の連携体制の構築及び重層的な支援体制の構築が一層推進されるよう取り組む。	行政	個別支援課題から抽出される地域課題について、実務者と検討し、協議の場や研修に活かす
		医療	医療側から見る地域課題を退院支援委員会等の活用を通じて行政・地域事業者と共有する
		福祉	医療機関と積極的な関わりと医療機関や行政と連携した切れ目のない支援の導入
		その他関係機関・住民等	正しい知識により、適切な対応・機関へつなぐ

課題解決の達成度を測る指標	現状値 (今年度当初)	目標値 (令和4年度末)	見込んでいる成果・効果
①市町村職員向け研修	1	1	県内の好事例の取組等発信を通じた医療・保健・福祉の連携体制構築推進
②市町村ごとの協議の場設置数	47	55	メンタルヘルス課題を抱える本人や家族への必要とされる相談、支援が切れ目なく提供できる地域の支援体制の構築

6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた今年度の取組スケジュール

時期(月)	実施する項目	実施する内容
R4年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・事業説明 ・地域移行状況調査 ・ピアサポート事業委託契約 ・アウトリーチ事業委託契約 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業説明会。各保健所に対する予算の執行委任 ・県内精神科病院に対して地域移行調査を実施 ・アウトリーチ事業の新規圏域と打ち合わせ実施。(管内精神科病院、保健所等との調整)
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所連絡会・研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所間の情報共有と人材育成研修実施のための研修会・連絡会開催(県・精神保健福祉センターとの共催)
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・早期退院支援推進事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規入院者の早期退院に向けた事業実施のための協力事業所の募集及び県内精神科病院への協力事業所の周知
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチ事業評価 ・市町村向け精神障害にも対応した地域包括ケアシステム研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチに係る事業評価を実施 ・県事業の進捗状況の確認 ・市町村主体とした連携や保健所等との重層的な支援体制について、研修会を実施(県・精神保健福祉センターとの共催)
10月 ～ 2月	<ul style="list-style-type: none"> ・県協議の場の開催(ワーキング等) ・「精神障害に対応した地域包括ケアシステム構築推進研修」を各保健所及び精神保健福祉センターで実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・各保健所の地域の実情に応じて左記の研修を実施し、医療と保健、福祉の連携を促進するための研修を実施する。 ・各保健所ごとの協議の場を活用し、県、保健所、市町村の協議の場の重層的な連携体制の必要性等を説明する。
通年	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者連絡会 ・保健所ごとの協議の場開催 ・精神科病院協会・保健所長会、関係団体等との調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・包括ケアシステム構築のための研修や事業実施について、随時、関係団体と調整する。 ※新型コロナウイルスの影響で実施が困難な保健所もある。